



Q4 介護

親に十分な財産があっても 使えなくなる可能性が…

親が認知症になったら…
介護費は「親のお金」で何とかなる？

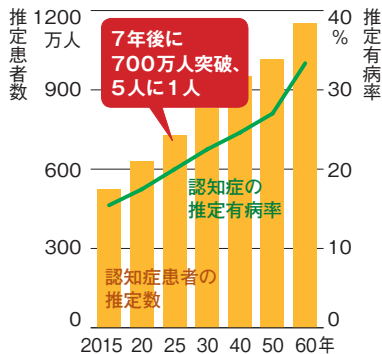
1 「介護が必要になった原因」のトップは認知症 2025年には65歳以上の「5人に1人」が発症

▶ 介護が必要となった主な原因

1位	認知症	18.0%
2	脳血管疾患 (脳卒中)	16.6
3	高齢による衰弱	13.3
4	骨折・転倒	12.1
5	関節疾患	10.2

出所:厚生労働省「平成28年 国民生活基礎調査」

▶ 65歳以上の認知症患者の推定数と推定有病率



出所:平成29年版高齢社会白書(「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」(平成26年度厚生労働科学研究費補助金特別研究事業、九州大学二宮教授から内閣府作成))

注:認知症の有病率が糖尿病有病率の増加により上昇すると仮定した場合の数字

親が認知症になるのが“当たり前”の時代に
「介護にかかる総コスト」の確認はマスト

2 在宅介護と施設介護の費用を ざっくり知っておく

自宅で介護する?
施設を利用する?

▶ 「在宅介護」の費用の目安

在宅介護

福祉用具の準備や
住宅改修などの費用 平均 **80万円***1

+

介護サービス費用
と生活費 月々 **18万円***2

*1 公的介護保険による費用支給前の立て替え分を含む

*2 介護の必要度によって異なる

▶ 「介護施設」の費用の目安

	利用額	入居一時金	入居条件
グループホーム (認知症対応型共同生活介護)	月々 12万~18万円 (年額 144万~216万円)	0~100万円	要支援2、 または要介護1以上
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	月々 5万~15万円 (年額 60万~180万円)	無料	要介護3以上
有料老人ホーム	月々 15万~40万円 (年額 180万~480万円)	100万~数千万円	特になし

親が歳を取っていくにつれ、現実味を帯びてくるのが「親の介護問題」だ。特に認知症の要介護者は手厚いサポートが必要でお金もかかる。現在、介護要因のトップは認知症で、患者数は増加傾向にある。7年後の2025年には65歳以上の「5人に1人」が認知症になるとも言われている(上グラフ)。自分の親がいつ認知症になり介護が必要になってもおかしくない。当然、介護費の用意も考えておく必要がある。

10年で約3600万円

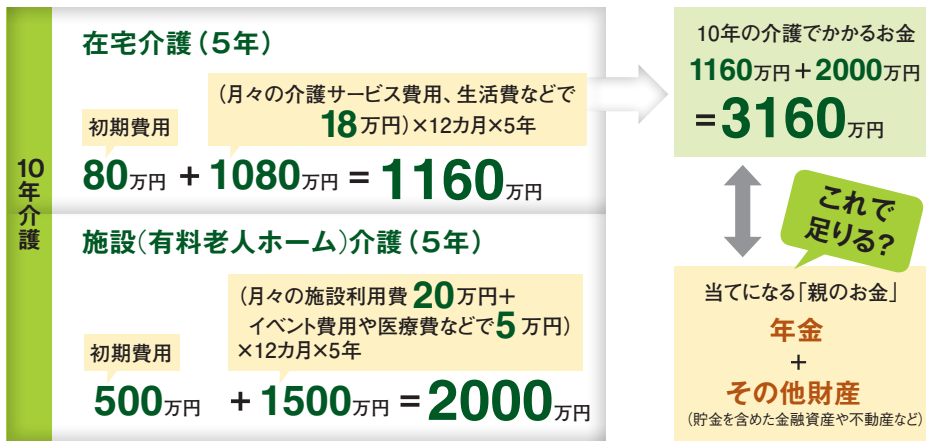
認知症対策や財産管理対策に詳しい日本財託シニアマネージャーの横手彰太さんによると、「介護費用はどんな介護をするかによっても異なりますが(上図)、大まかに試算できる」という。

例えば、認知症の親を自宅で5年、施設で5年の「計10年にわたって介護した」とする。このケースの介護費は計3160万円となる。

3

介護を10年間する場合、生活費を含め費用は3000万円ほどかかる

シミュレーション 認知症の親を自宅で5年、施設で5年介護した場合



介護費用はケース・バイ・ケースだが、ここでは「認知症の親を在宅で5年、施設(有料老人ホーム)で5年の計10年介護した場合」の介護・生活費を試算した。親1人にかかる費用は3160万円。少々高めの設定にしてあるが、この金額を「親のお金」で賄えるかどうかを考えよう。「親のお金」は、介護期間中にもらえる年金、預貯金や株などの金融資産、実家などの不動産で試算する。例えば親が年金を毎月20万円もらえる場合、年間240万円、10年間で2400万円が介護費に充てられる。つまり、3160万円から2400万円を引いた「760万円」を、親の金融資産、不動産などで賄えるかどうか。足りないケースも十分あり得る。



親が認知症になると、当てにしていた「親のお金」が動かせなくなる“財産凍結”状態になることも

実は「親のお金」が十分にあって油断はできない。そのお金が“使えなくなる”ことがあるからだ。親が認知症になって判断能力を失ってしまうと、親の貯金の引き出し、定期貯金の解約、保険の解約、実家の売却などができなくなる(右図)。このような“財産凍結”状態に陥ると「親のお金」を介護費に充てられなくなる。こうなった場合、成年後見制度(この場合は法定後見制度)を使って「後見人」を立てれば親の財産を動かせるようになるのだが、後見制度は不自由な点も少なくない。(次ページの図を参照)。

生活費などに関してはおまへたちに迷惑はかけない。ボケても施設に入れるぐらいの蓄えはある。最悪、この家もあるしな。何とかなるよ



まあ親のお金で何とかなるか…

親の年金や保険金が引き出せない!

個人年金や満期保険金、解約返戻金の請求や受け取り

それがまさかの財産凍結に!

実家を売却したり、貸したりしてお金を作れない!

不動産売買、賃貸借契約

年金 親
不動産(実家) 貯金

親の貯金が引き出せない!

定期預金の解約、銀行でのお金の引き出し

親のお金が当てにできない。どうしよう…

“財産凍結”状態になると多くの場合、役所や銀行で「成年後見制度」を勧められるが…(次ページへ)

「0.5〜2%ほど費用がかかりますが、検討してほしい手法です」

凍結した財産は家庭裁判所に成年後見制度(法定後見制度)を申し立て、後見人をつければ動かせるが、「この制度は様々な点で使い勝手がよくない」と横手さん。「まだあまり知られていませんが、親が元氣なうちに信頼できる家族に財産管理を任せる『家族信託』がおすすです。親子間で契約を結んでおけば、親が認知症になっても、子は親の預貯金を自由に引き出せたり、実家を売却して介護費に充てたりできる。託す財産の

凍結した財産は家庭裁判所に成年後見制度(法定後見制度)を申し立て、後見人をつければ動かせるが、「この制度は様々な点で使い勝手がよくない」と横手さん。「まだあまり知られていませんが、親が元氣なうちに信頼できる家族に財産管理を任せる『家族信託』がおすすです。親子間で契約を結んでおけば、親が認知症になっても、子は親の預貯金を自由に引き出せたり、実家を売却して介護費に充てたりできる。託す財産の

凍結した財産は家庭裁判所に成年後見制度(法定後見制度)を申し立て、後見人をつければ動かせるが、「この制度は様々な点で使い勝手がよくない」と横手さん。「まだあまり知られていませんが、親が元氣なうちに信頼できる家族に財産管理を任せる『家族信託』がおすすです。親子間で契約を結んでおけば、親が認知症になっても、子は親の預貯金を自由に引き出せたり、実家を売却して介護費に充てたりできる。託す財産の

凍結した財産は家庭裁判所に成年後見制度(法定後見制度)を申し立て、後見人をつければ動かせるが、「この制度は様々な点で使い勝手がよくない」と横手さん。「まだあまり知られていませんが、親が元氣なうちに信頼できる家族に財産管理を任せる『家族信託』がおすすです。親子間で契約を結んでおけば、親が認知症になっても、子は親の預貯金を自由に引き出せたり、実家を売却して介護費に充てたりできる。託す財産の

4 親が元気づちに「家族信託」を検討しよう!

成年後見制度は、不自由で毎月の費用も発生する (法定後見制度)

- 実家が自由に売れない、貸せない、建て直せない
- 親が亡くなるまで、後見人報酬を毎月2万～6万円支払う



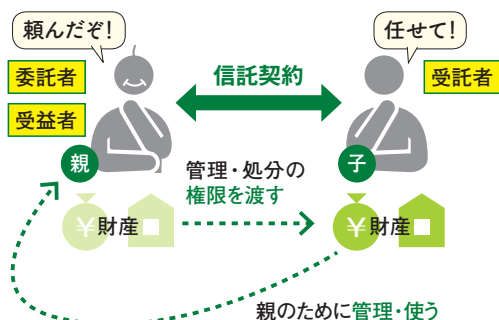
親のすべての財産は家族の手を離れ、**家庭裁判所の管理下**に置かれる

「成年後見制度」を使うと、親の財産は家庭裁判所の管理下に置かれ、利用が制限される。特に実家の管理・処分が不自由になる。例えば高く売れる時に実家を売れなかったり、高く売するためにリフォームしたりすることが許されない。不自由なうえに、親が亡くなるまで毎月2万～6万円ほど、後見人に報酬を払い続けることにも不満を持つ人も多い。

家族信託なら、家族が親の財産を親のために、自由に使える

- 親が認知症になっても財産が凍結される心配がない
- 親の財産を自由に使える (実家の売却、運用など)
- 信託契約における毎月の費用がかからない (初期費用は必要)

▶ 家族信託のイメージ



「家族信託」は家族を信じて財産を託す契約なので、成年後見制度と違って第三者の指図を受けることはない。家族が親のために親の財産を自由に使えるのだ(左図)。親が元気づちに契約を結んで子に財産の管理を任せておけば、突然親が認知症になっても「財産凍結」(前ページ図)も避けられる。親には「将来の介護をサポートするために検討してもらいたいんだけど…」と切り出してみよう。注意点は「農地や畑、上場株や投資信託」は信託の対象外で、家族信託に詳しい専門家も少ないこと。家族信託を検討する際は、「家族信託普及協会」が告知しているセミナーに参加したり、同協会が認定している家族信託コーディネーターに相談したりするといい。

▶ 成年後見制度と家族信託の主な違い

	成年後見制度 (法定後見制度)	家族信託
財産管理者の選任	△ 家庭裁判所が決める 後見人は弁護士や司法書士などがなるのが一般的	◎ 親が決める 主に家族
財産管理のチェック	△ 後見人が管理 家庭裁判所がチェック	○ 家族(受託者)が管理 監督人は任意でつけられる
不動産の処分	△ 合理的な理由がなければ処分できない。積極的な運用、生前贈与もできない	◎ 便宜上の所有者として家族(受託者)が自由に処分できる
契約手続きにかかる費用の目安	10万円	託す財産の0.5～2% <small>例: 託す財産が1億円なら50万～200万円</small>
月々に支払う費用の目安	後見報酬額は月2万～6万円*	0円

* 家族が後見人として認められれば、報酬額は必要ない

親の意思を尊重できる

「第三者」に財産を管理されることがない

実家の売却は自由。売却したお金で運用も可能になる

初期費用こそかかるが、毎月の費用は発生しないというメリットがある

A. 介護費と「親のお金」の差額を確認し、財産凍結を防ぐなら家族信託も視野に



横手彰太さん
Syota Yokote

日本財託資産コンサルティング部シニアマネージャー。家族信託コーディネーター。認知症対策、相続対策、不動産活用を中心にコンサルティングを行い、家族信託についても多くの助言・契約実績を誇る。著書に「親が認知症になる前に知っておきたいお金の話」(ダイヤモンド社)などがある。

